

令和3年(健)第1325号

令和4年7月29日

主文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法による傷病手当金の支給を求めるとことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

1 請求人は、令和○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかったとして、令和○年○月○日(受付)、○○健康保険組合(以下「保険組合」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。

2 保険組合は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件請求期間に係る傷病手当金について、これを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、令和○年○月○日(受付)、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。審査官は、本件審査請求は、審査請求期間が経過した後に申し立てられたものであり、不適法であるとして、本件審査請求を却下する旨の決定をした。

4 請求人は、さらに原処分を不服として、当審査会に再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下「社保審法」という。)第4条第1項は、「審査請求は、…処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを

疎明したときは、この限りでない。」と規定している。そこで、本件審査請求が、上記の審査請求期間内にされたものかどうか、そうでないとすれば、審査請求期間内に審査請求することができなかったことについて正当な事由があるかどうかについて検討する。

2 本件記録によれば、原処分の内容が記載された処分通知書は、令和○年○月○日、保険組合から請求人の勤務先にメール便で送付され、その後社内メールで請求人に通知されたとされ、本件審査請求書において、原処分を知った日を同月○日と記載しているから、請求人は遅くともその頃までに、原処分があったことを知ったものと認められる。

そして、請求人が本件審査請求書を送したのは令和○年○月○日であるから、本件審査請求は、社保審法第4条第1項所定の審査請求期間を過ぎた後にされたものであることが明らかである。

3 請求人は、令和○年○月○日に口頭で審査請求をした旨主張する。

本件記録によれば、請求人は令和○年○月○日○時○分に社会保険審査官(○厚生局)に電話して審査請求について問い合わせをしたが(以下「本件電話相談」という。)、本件電話相談の相談等受付票には、同日審査請求書用紙を請求人宛てに送付したこと及び「3ヶ月期日の件と速やかに書類を送っていただくようご説明しました。」旨が記載されている。そして、請求人は同用紙を使用して、同月○日付けの審査請求書を作成したが、これを審査官宛に発送したのは同月○日であることが認められる。また、口頭で審査請求をするときに作成しなければならない「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令」第3条所定の陳述書は作成されていないことが認められる。以上によれば、本件電話相談によって口頭での審査請求があったとはいえないし、電話相談自体が口頭での審査請求になるなどの誤った教示をしたことも認められない。請求人の主張は採用できない。

4 次に、正当事由の有無について検討すると、社保審法第4条第1項ただし書所定の「正当な事由」とは、天災地変や交通通信機関の途絶など請求人においてはどうすることもできない客観的な事由、あるいは、一般人に通常期待される程度の注意義務をもってしては避けることができなかった事由をいうと解するのが相当であるところ、請求人が別紙で主張する事由は、上記の「正当な事由」に該当するとはいえない。したがって、本件審査請求は、法定期間経過後にされた不適法なものであるべきであり、この不備を補正する余地はない。

5 当審査会に対する再審査請求が適法な再審査請求であるというためには、適法な審査請求を経ていることが必要と解すべきところ、本件審査請求は上記のとおり不適法であり、本件再審査請求は、適法な審査請求を経ないでされたものであるから、不適法といわざるを得ず、その不備を補正することもできないから、却下を免れない。

よって、社保審法第44条、第6条の規定により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。